

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事業主は、外国人雇用状況の届出において、中長期在留者については、在留カードの番号を届け出なければならぬこととする。

第二 事業主は、中長期在留者について外国人雇用状況の届出を行うに当たっては、在留カードの番号を在留カードにより確認しなければならないこととする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和二年三月一日から施行することとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。